

令和4年度答申第22号
令和4年7月7日

諮問番号 令和4年度諮問第13号（令和4年5月16日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の運転する自家用普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）が、A線下り線において、中央分離帯に接触する事故（以下「本件交通事故」という。）を起こし、右側壁、カーブ誘導板及びコンクリートアンカー（以下「本件道路附属物」という。）が損傷したとして、B高速道路公社（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）40条2項の規定において適用する道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、カーブ誘導板及びコンクリートアンカーの損傷（以下「本件損傷」という。）に係る復旧工事（以下「本件復旧工事」という。）に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を発したところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）原因者負担金

道路法58条1項は、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

道路法22条1項は、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう旨規定し、同法2条1項は、同法における「道路」とは、一般交通の用に供する道で同法3条各号に掲げるもの（高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道）をいい、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設や道路の附属物（道路上の柵、道路標識等）を含む旨規定する。

(2) 地方道路公社による道路管理者の権限の代行等

特措法17条1項は、地方道路公社は、特措法の規定により道路を新設し、若しくは改築する場合又は道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合は、道路管理者に代わって、道路法22条1項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させる権限を行うものとする旨規定し、特措法40条2項は、公社管理道路（地方道路公社が、特措法の規定により、新設し、若しくは改築し、又は維持、修繕及び災害復旧を行う道路及び指定都市高速道路）に関する道路法58条1項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とする旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 令和2年6月11日午後5時15分頃、B高速道路公社交通管理課交通司令は、A線に設置したカメラ（CCTV）により、本件交通事故の発生を認知した。同課は、同日午後5時50分頃、A線下り線8.7k.p（以下「本件交通事故現場」という。）において、本件車両の右前部の損傷並びに右側壁の擦過傷（約60cm×約100cm）、カーブ誘導板（矢印板）の擦過傷（約30cm×約15cm）及びボルト（コンクリートアンカー）の擦過傷を確認した。

同日、本件交通事故現場において、審査請求人は、上記の損傷をしたことに相違なく、道路法22条1項に定めるところにより原状に復すること又は同法58条1項の定めるところにより原状に復する費用を負担することを誓約するとの内容の現場確認書（以下「本件現場確認書」という。）

に署名及び指印をして処分庁に提出した。

(事故調書、令和2年6月11日午後5時50分頃に撮影した本件交通事故現場の写真、現場確認書)

(2) 令和2年7月10日、処分庁は、カーブ誘導板(1枚)及びコンクリートアンカー(1個)を補修した。

(作業報告書、令和2年7月10日に撮影したカーブ誘導板補修前後、作業状況並びに使用材料及び発生材に係る写真)

(3) 令和3年3月26日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、道路の復旧工事は、道路管理上の理由により処分庁で施行すること及び審査請求人が負担する復旧費用(概算)の額が7万8885円であることを通知した。

(原因者工事等施行通知書)

(4) 令和3年6月28日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、特措法40条2項において適用する道路法58条1項の規定に基づき、本件復旧工事に要した費用(合計7万8885円)の負担命令(本件負担命令)を発した。

(原因者負担金負担命令書)

(5) 令和3年9月21日、審査請求人は、審査庁に対し、本件負担命令を不服として審査請求をした。

(審査請求書、補正命令書)

(6) 令和4年5月16日、審査庁は、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件交通事故により、処分庁から本件負担命令を受けた。しかし、当日は大雨で、法定速度は守っていたため、本件交通事故は、道路の水捌けが悪く道路の整備不十分だったことが原因である。本件損傷は審査請求人がしたものではなく、「当たった瞬間の動画がなければ当該箇所を損傷させた決定的な証拠にはならない」と処分庁も述べていることから、本件負担命令は、道路法58条1項の規定に違反しており違法である。本件負担命令により、審査請求人は、法的権利を侵害されている。

(2) 本件交通事故現場で対応した管理隊員は「錯乱や過度に動揺した様子はみうけられなかった」と言っているが、審査請求人が動揺していなかったとはいいい切れない。管理隊員が作成した事故に関するメモに発生原因とし

て、「注意散漫。車内の荷物に気をとられ」と記載されているが、そのような覚えはない。

(3) 本件現場確認書の所在は不明であり、どこに連絡してよいかも分からなかった。初めての事故であり、本件負担命令が発せられることも想定もできず、それが発せられるまで異議申出がないのは当然である。

(4) 以上から、本件負担命令の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は、次のとおりである。

1 原因者負担金（道路法58条1項）について

道路の管理に要する費用は、道路管理者が負担するのが原則であるところ、道路法58条1項に基づく原因者負担金制度は、「他の工事」又は「他の行為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用を道路管理者に負担させることは衡平に反し、その原因者に負担させることが衡平にかなうことから、私法上の不法行為制度とは別に定められた公法上のものであり、明文上故意・過失を必要とせず、原因者に対して復旧に要した費用を「その必要を生じた限度において」負担させることができるものである。

裁判例においても、「法第58条第1項の原因者負担金制度は、過失責任を前提として対等な立場にたつ二当事者間で損害を公平に分担しようとする民法上の不法行為の制度とは異なり、住民の生活上の利便に不可欠の重要性を持つ公共用物としての道路の迅速な機能回復という極めて公共性の高い法目的の実現を図るための手段として、行政庁である道路管理者に対して、その優位的地位に基づく行政上の裁量により道路に関する工事又は道路の維持のための費用を公用負担としてこれを原因者に課する命令権限と強制徴収権限を付与したものと解することができる。」（札幌高等裁判所平成16年3月25日判決・道路法例規集15巻七五七九・5806）と判示されている。

すなわち、原因者負担金制度は、公共用物としての道路の迅速な機能復旧を図るといふ公益目的の手段として、道路管理権限に基づく行政上の裁量により、特段考慮すべき事情がない場合は、損傷の行為者が特定できれば、その事実関係を基礎として、原則として当該行為者に対して機能復旧に要した費用を納付するよう命じる権限を道路管理者に公法上特別に付与したものと解される。

2 本件負担命令の適法性について

本件負担命令は、本件復旧工事に要した費用を特措法40条2項の規定において適用する道路法58条1項の規定に基づき、審査請求人に課したものである。本件交通事故の発生については、審理関係人の間で争いはないが、本件損傷は審査請求人が損傷させたものではないとの主張から、本件負担命令の取消しが認められるかについて、以下に検討する。

(1) 本件損傷の原因者について

審査請求人は、本件現場確認書に署名しており、本件損傷を認めている。また、審査請求人は、処分庁が「当たった瞬間の動画がなければ当該箇所の本件損傷の決定的な証拠にはならない」と述べ、本件現場確認書が本件損傷の証拠にはならないと認めたような主張をしているが、当該発言は弁明書から、審査請求人が述べた内容であることが見受けられる。

さらに、処分庁は本件現場確認書において、審査請求人に対し、本件損傷の事実確認や復旧工事に要する費用を負担することについて誓約を求めていることから、処分庁が当該発言をすることは考えられず、当該主張は認められない。

処分庁は、本件交通事故までに本件交通事故現場の道路巡回を6回行っているが、本件損傷は確認されていない。また、直近の午後2時20分から午後2時30分頃までの道路巡回から本件交通事故発生までの間、本件損傷がつくような事案は認知されていない。

処分庁が実施した、本件車両の損傷箇所の地面からの高さ（同規格の車両を用いて計測）と本件損傷箇所の比較については、おおむね一致しているように見受けられ、当該比較からも本件損傷の原因者は、審査請求人であると推認できる。

なお、審査請求人は、本件事故が本件道路の水捌けが悪く整備不十分だったと主張するが、当該主張を認めることに足る証拠等の提出はなされていない。

(2) 本件現場確認書について

本件現場確認書（公社控）の原本は複写式となっており、本件現場確認書（本人控）の裏面には、道路法58条1項に基づき請求がある旨の記載や、処分庁の担当部署及び連絡先が明記されていることが確認できる。

よって、審査請求人の本件現場確認書には連絡先も書いておらず、どこに連絡してよいかも分からず、連絡できなかったという主張は認められない。また、審査請求人は、本件交通事故時に気が動転し、言われるがまま

署名したとあるが、本件交通事故時に少なからず気が動転していたとしても、本件負担命令を受けるまでの約1年の間、損傷箇所及び記載内容等について何の異議申出はされていないことから、本件現場確認書の内容を認めていると推認される。

なお、審査請求人は、本件交通事故で気が動転しており、本件現場確認書の所在は不明でどこに連絡してよいか分からなかったと主張するが、一方で、本件現場確認書に連絡先の記載がなく、連絡できなかったという主張もあり、審査請求人の主張は一定せず、本件現場確認書を紛失したかどうかは定かではないが、速やかに本件負担命令の異議申出をする意思があったとは考え難い。

(3) したがって、本件負担命令に違法又は不当な点はない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年5月16日、審査庁から諮問を受け、同年6月16日、及び同月30日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和4年5月31日、審査庁から、同年6月20日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

本件負担命令は、処分庁が、本件損傷の原因を審査請求人の運転する本件車両の本件道路附属物への接触とし、これにより本件道路附属物を損傷した行為を道路法58条1項に規定する「他の行為」に当たるものと判断して、審査請求人に対して、同項の規定に基づき、審査請求人を「他の行為につき費用を負担する者」として発したものであるところ、審査請求人は、本件損傷は自身がしたものではなく、道路の整備不十分が原因であるとして、本件負担命令の取消しを求めている。

道路法58条1項に規定する原因者負担金制度は、道路の管理に関する費用は道路管理者が負担するのが原則である（同法49条）が、「他の工事」又は「他の行為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、道路管理者に負担させることは衡平に反するため、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることとしたものであると解される。

そこで、以下、審査請求人の運転する本件車両が本件道路附属物に接触して本件道路附属物を損傷したとし、この行為が「他の行為」に当たるとした審査庁の判断の適法性及び妥当性を検討する。

(1) 審査請求人が本件損傷の原因者であるか否かについて

本件車両が本件道路附属物に接触した瞬間の動画等の証拠は見当たらないので、審査請求人が本件損傷の原因者であるか否かについて検討する。

ア 審査請求人が運転する本件車両が本件交通事故を起こしたことについて

事故調書、本件現場確認書及び警察から提供された証拠資料に基づき作成することとされている自動車安全運転センターC事務所長作成の交通事故証明書によれば、審査請求人の運転する本件車両が、令和2年6月11日午後5時10分頃、A線下り線8.7k pにおいて単独で中央分離帯に衝突したことが確認できるから、本件交通事故は、審査請求人が本件車両を運転して起こしたものであると認められる。

イ 審査請求人と本件損傷との因果関係について

B高速道路公社交通管理課が令和2年6月11日午後5時50分頃に撮影した本件交通事故現場の写真によれば、上記第1の2(1)のとおり、本件車両(その車両番号は、上記アの交通事故証明書に記載の車両番号と一致している。)の右前部が損傷していること、右側壁、カーブ誘導板(矢印板)及びコンクリートアンカー(本件道路附属物)が損傷していることが確認できる。そして、同課が行った調査の結果によれば、本件車両の擦過傷の地面からの高さとおおむね一致している。また、審査請求人が署名及び指印をしている本件現場確認書(令和2年6月11日付け)によれば、審査請求人は、本件損傷をしたことに相違ない旨を誓約していたことが確認できる。

そうすると、審査請求人が運転する本件車両が本件道路附属物に接触し、本件損傷が生じたということが出来る。

ウ その他

なお、上記ア及びイのほか、念のため本件交通事故発生前に本件道路附属物に損傷が生じていたか否かについてみると、B高速道路公社交通管理課が令和2年度巡回時間・コース、主要地点通過確認表、無線業務日誌及び業務指示書に基づき作成した令和2年6月11日における道路パトロールカー巡回実績によれば、本件交通事故の当日は、事故発生(令和2年6

月11日午後5時10分頃)の前までに6回の巡回が行われており(事故発生直前は、同日午後2時20分頃から午後2時30分頃までに行われている。)、こうした巡回において本件交通事故現場の付近に異常があったとの記録は見当たらず、また、直近の巡回から本件交通事故発生までの間に、本件交通事故現場の付近で交通事故は認知されていないことが確認できるから、本件交通事故の発生前に本件損傷が発生していた可能性は低いといえることができる。

エ 上記アからウまでに照らせば、審査請求人が本件損傷の原因者であるといえることができる。

(2) その余の審査請求人の主張等について

審査請求人が当審査会に提出した主張書面において、「走行中滑ったのは整備不良であった」とあるので、当審査会が審査庁の見解を求めたところ、本件交通事故当日の巡回(6回)で、本件交通事故現場に路面冠水等の異常は認知されていない、また、本件交通事故現場で本件交通事故当日に類似の事故は発生しておらず、これまで管理瑕疵を問われるような事案や報告はない、なお、本件交通事故現場は、水捌けがよく路面の排水能力が高い排水性舗装を採用しているとのことであり、道路の整備不良はなかったと主張している。本件交通事故当日の状況は、事故調書には、本件交通事故の発生時の現場の天候として「雨」と、路面状況として「湿潤」と記載され、本件交通事故発生後の令和2年6月11日午後5時50分頃に撮影した本件交通事故現場を撮影した写真から、本件車両の車体及び道路の路面が濡れていることが確認できるところ、令和2年6月11日における道路パトロールカー巡回実績において、路面冠水等の異常を認知したとの記録及び本件交通事故現場の付近における交通事故の記録は見当たらず、さらに、上記の写真からは、道路路面に破損、水溜まり等が発生している形跡は見当たらない。そうすると、本件交通事故現場の道路の整備が不十分であったとはみられない。

次に、原因者負担金の額(7万8885円)について審査関係人間で争いはないが、念のため当該負担金に係る復旧工事の対象に右側壁の補修が含まれていない理由を当審査会が照会したところ、処分庁は右側壁の損傷によって防護壁としての機能は損なわれていないためとしており、補修の必要性を判断して復旧工事をして、負担命令をしていると理解できる。なお、事故により生じた道路(又は道路附属物)の損傷と原因者負担命令に係る

復旧工事の対象との関係については、本来、道路法58条1項の「他の行為により必要を生じた道路に関する工事」であるか否かの観点から、審理手続の過程において、当該損傷の補修の必要性について検討がなされ、その結果は審理員意見書で示されるべきものであり、今後改善が求められる。

(3) 結論

以上から、本件負担命令が違法又は不当とはいえない。

なお、上記第1の2(2)及び(3)のとおり、本件損傷に係る復旧工事は、令和2年7月10日に施行されているが、「道路の復旧工事等は、道路管理上の理由により当公社で実施することといたします。」、「原因者であるあなたが必要な費用を負担しなければなりませんので、あらかじめ通知します。」、「3.」として、損傷物件及び数量がカーブ誘導板1式等であること、「5. 復旧費用(概算) 78, 885円」等と記載した原因者工事等施行通知書が審査請求人に送付されたのは、工事施行から約8か月半後の令和3年3月26日付けである。工事施行前に費用を負担すべき者に対して説明することまでは法令上求められてはいないとはいえ、同通知書は、審査請求人にとって復旧工事の内容等を工事施行前に知ることができる有用なものであり、本来、工事施行前に送付すべきであったというべきである。今後、処分庁における改善が望まれる。

ただし、この点が、本件負担命令の適法性及び妥当性に関する当審査会の判断を左右するものではない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹